平成２７年（フ）第５号
福岡県八女郡広川町大字新代929番地６
債務者　野田　　勉
1　決定年月日時　平成27年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第６号
福岡県八女郡広川町大字新代929番地６
債務者　野田　　恵
1　決定年月日時　平成27年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第３７９号
大分市賀来南１丁目17番22号コーポあべ302号室、住民票上の住所大分市府内町２丁目４番10号　有限会社韓風亭４Ｆ
債務者　金森　壮一
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２３号
大分市大字下郡1639番地の２　県営２Ａ３－33
債務者　薗田ミサ子
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第９８号
鹿児島県鹿屋市輝北町諏訪原4568番地２、前住所鹿児島県姶良市西餅田125番地１　サンテミリオン206号
債務者　脇田　健一
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第３号
福島市小倉字三月内17番地の11、従前の住所福島市渡利字岩崎町８番地の１　フローラ・パティオ102
債務者　安田　政則
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第４号
福島市小倉寺字三月内17番地の11、従前の住所福島市渡利字岩崎町８番地の１　フローラ・パティオ102
債務者　安田　早苗
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１０号
福島市泉字堀ノ内８番地の22
債務者　佐藤　修藏
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第２号
金沢市保古２丁目114番地、従前の住所金沢市保古１丁目281番地
債務者　丹保　聖一
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第６号
金沢市笠舞本町１丁目６番43号　福田方
債務者　木**藤**　仁美
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第８号
石川県白山市相川新町91番地　竹田忠嗣方
債務者　新出　明美
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第２１号
福井県坂井市春江町境第17号８番地２　エポカ春江703号室、旧住所福井市高木北３丁目1005番地
債務者　近藤　千秋（旧姓堂前）
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６６０号
兵庫県尼崎市椎堂１丁目22―27、住民票上の住所兵庫県尼崎市東園田町４丁目４番地の２　プチメゾン203
債務者　森　　透匡
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０号
山口県下関市彦島江の浦町６丁目１番６号
債務者　島添　徳久（旧姓甲斐）
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第２号
福岡県田川市大字夏吉320番地１　山倉住宅７号
債務者　南　　亜弥
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第６号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目３番26号　レオパレスサニーヒル紫原110号
債務者　満尾美千代
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１１７号
鹿児島県姶良市蒲生町北109、住民票上の住所鹿児島県姶良市蒲生町上久**徳**2209番地
債務者　山村　拓也
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係